

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和６年１１月１９日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ゆめタウン黒瀬

（２）所在地

広島県東広島市黒瀬町檜原字下田中１０２外

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目 ３番１号
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デイミ アン・オマワリ	広島県広島市中区本通２番１０号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目３２番 １３号
株式会社ジュエルグランス エムネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町２１２３番地５
フジパンストアー株式会社	代表取締役 川端 賢二	愛知県名古屋市長久区松園町一丁 目５０番地
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町５番２号

片山 哲秀	片山 哲秀	広島県呉市中通三丁目5番3号
株式会社雅	代表取締役 大田 雅也	広島県安芸郡海田町石原11番8 －5号
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町4番地の8
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号
株式会社ネクサスエンター プライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 7番13号 福永ビル2階A号室

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3番1号
メガネの田中チェーン株式 会社	代表取締役 ホール・デイミ アン・オマワリ	広島県広島市中区本通2番10号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番 13号
株式会社ジュエルグランス エムネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町2123番地5
フジパンストアー株式会社	代表取締役 川端 賢二	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁 目50番地
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町5番2号
片山 哲秀	片山 哲秀	広島県呉市中通三丁目5番3号
株式会社雅	代表取締役 大田 雅也	広島県安芸郡海田町石原11番8 －5号
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町4番地の8
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号
株式会社ネクサスエンター プライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府大阪市中央区千日前一丁目 4番8号 千日前M'sビル5階

3 変更年月日

名 称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社ネクサスエンタープライズ	住所変更	令和6年11月1日

4 変更の理由

小売業者の住所変更のため

5 届出年月日

令和6年11月12日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年11月19日（火）から令和7年3月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年3月19日（水）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課